

# 事業承継ガイドライン

税理法人トラスト 公認会計士・税理士 足立 好幸



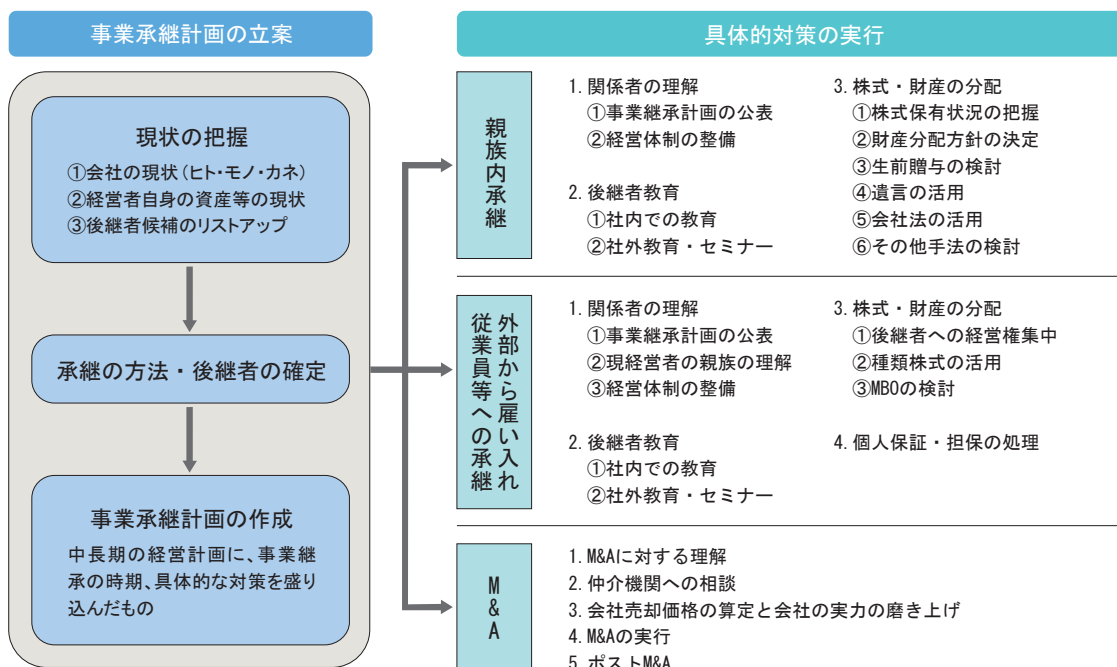
中小企業の円滑な事業承継を実現するための指針として06年6月に事業承継協議会から「事業承継ガイドライン」が公表された。ガイドラインでは事業承継の必要性や問題点を説明するとともに、①親族内で承継、②従業員等への承継・外部からの後継者の雇い入れ、③M&Aという事業承継の3分類別にフローチャートにより具体的な対策を記述している。

従業員等への承継においては、親族などの理解や個人保証・担保の処理など、それぞれの分類ごとの特徴的な課題についても説明されている。

また遺言の活用はもちろんのこと議決権制限株式、拒否権付種類株式（黄金株）、相続人に対する売渡請求など、昨年5月より施行された会社法の活用についても記載されるとともに、今流行のMBO（従業員等の経営陣が金融機関や投資会社からの融資により、会社の株式を買い取る手法）など中小企業に普段関係しない手法についても記載されている。

さらにM&Aの場合には、その手順を解説するとともに「簡易自己診断」により目安となる自社株の売却価格が計算できるようになっている。

ガイドラインでは、経営者が生前に事業承継問題に十分に取組んでいなかったため、経営者の死とともに、事業の継続に関する死活問題が発生した事例も紹介されており、経営者にはぜひ一読していただきたい内容となっている。（詳しくは事業承継協議会HP <http://jcbshp.com/achieve/guideLD1e.pdf> をご参照下さい）



出所：『事業承継ガイドライン』事業承継協議会